平成２８年（再イ）第８号

福岡県飯塚市小正34番地１　ファミールＯＢＳ　Ｈ－１

再生債務者　西村　祐亮

１　決議に付する再生計画案　平成29年１月６日付け再生計画案

２　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年２月８日

３　再生計画案に対する回答期間　平成29年２月８日まで

平成29年１月18日

福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２２号

愛知県豊川市御津町西方梨野11番地５　カーサ梨野Ａ202

再生債務者　木和田泰孝

１　主文　本件再生手続を廃止する。

２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成29年１月17日

名古屋地方裁判所豊橋支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第５２号

大阪府茨木市新堂１丁目15番20号

再生債務者　松本　　健

１　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時

２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成29年２月14日まで

４　一般異議申述期間　平成29年２月17日から平成29年３月３日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１００００８号

東京都西東京市谷戸町３丁目16番14号セレッソカピタル201号

再生債務者　折戸　章浩

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月16日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月８日まで

平成29年１月18日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（再ロ）第２号

山梨県甲府市北新１丁目５番Ａ－402号

再生債務者　長田　浩一

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月12日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月14日まで

平成29年１月17日

甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（再ロ）第４４号

大阪市阿倍野区文の里４丁目７番15号　マンション紀乃国304号

再生債務者　上野理恵子

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月14日まで

平成29年１月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号

奈良市宝来４丁目９番31－202号

再生債務者　大曽根　崇

１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月10日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月15日まで

平成29年１月18日　　奈良地方裁判所

平成２８年（再ロ）第３号

宮崎県日向市大字日知屋12612番地30

再生債務者　有馬　純圭

１　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月22日付け再生計画案

２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

３　２の書面の提出期間　平成29年２月17日まで

平成29年１月18日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第４号

鳥取県米子市宗像508番地１

再生債務者　大西　雄太

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年１月18日　鳥取地方裁判所米子支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年三月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年一月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月十五日

掲載頁　五十八頁（号外第二五一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年十一月十五日

掲載頁　五十七頁（号外第二五一号）

平成二十九年一月二十六日

栃木県日光市轟字梅ケ沢二〇番地一

（甲）日光運輸倉庫株式会社

代表取締役　加藤　了

栃木県日光市轟字北川一二三七番地

（乙）株式会社ティエムテリバリーセンター

代表取締役　齋藤　憲一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年五月二十三日

掲載頁　六十六頁（号外第一二二号）

平成二十九年一月二十六日

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（甲）丸紅建材リース株式会社

代表取締役　内山　元雄

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（乙）丸建工事株式会社

代表取締役　小島　治人

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年一月二十六日

名古屋市西区上名古屋四丁目一三番三二号

（甲）社会福祉法人共育ちの会

理事　山中　健司

愛知県東海市高横須賀町北人鎌一六番地

（乙）社会福祉法人積善会

理事　山中美佐子

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務を全部承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十九年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ず合併を決定し、乙の株主総会は平成二十八年十二月三十日に終了しておりますす。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年三月五日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は以下の通りです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十二日

掲載頁　二十一頁（号外第一五号）

平成二十九年一月二十六日

山口県周南市御影町一番一号

（甲）株式会社トクヤマ

代表取締役　横田　浩

山口県周南市晴海町七番三八号

（乙）株式会社トクヤマシルテック

代表取締役　佐伯　典昭